

船橋市文化財取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）並びに埋蔵文化財の範囲及び取扱いに関する基準（平成11年3月26日千葉県教育委員会教育長裁定。以下「県基準」という。）に基づき、本市における埋蔵文化財の保護及びその取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 埋蔵文化財調査以外の目的による、土地の発掘行為をいう。
- (2) 事業者 事業の実施または実施を予定する者をいう。
- (3) 現地踏査 現状の地表面の観察で埋蔵文化財の所在状況を把握する作業をいう。
- (4) 試掘 埋蔵文化財の所在の有無の判断及び周知の埋蔵文化財包蔵地における遺構又は遺物の遺存状態等の把握のために行う作業をいう。
- (5) 確認調査 埋蔵文化財の範囲、性格及び内容を把握するための調査をいう。
- (6) 本調査 住居跡その他の遺構及び出土遺物について詳細な記録を作成するための調査をいう。
- (7) 発掘調査 確認調査又は本調査行い、報告書を作成することをいう。
- (8) 工事立会 周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財担当専門職員（以下「専門職員」という。）が事業の実施に立ち会い、遺構又は遺物が確認された場合においては必要な記録その他適切な措置を講ずることをいう。
- (9) 慎重工事 周知の埋蔵文化財包蔵地において、発掘調査及び工事立会の必要がないと判断された場合において、事業者が埋蔵文化財に留意しながら慎重に工事を実施することをいう。

(埋蔵文化財として扱う範囲)

第3条 埋蔵文化財として扱う範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中世までに属する遺跡。
- (2) 近世の遺跡で、城館跡、陣屋跡、牧跡、塚その他学術上価値が高いもの。
- (3) 近現代の遺跡で、千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）又は船橋市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が特に重要と認めるもの。

(埋蔵文化財分布地図)

第4条 市教育委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地の分布を示す地図（以下「埋蔵文化財分布地図」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 市教育委員会は、埋蔵文化財分布地図を閲覧に供しなければならない。
- 3 市教育委員会は、新たな埋蔵文化財包蔵地の発見により、埋蔵文化財包蔵地の変更が生じた場合において、速やかに県教育委員会に連絡しなければならない。
- 4 市教育委員会は、県教育委員会が埋蔵文化財包蔵地の変更を決定した場合において、直ちに埋蔵文化財分布地図を改正しなければならない。

(調整)

第5条 市教育委員会は、埋蔵文化財保護を図るためには事業者の理解と協力が不可欠であることを認識し、事業の計画を把握した上で、埋蔵文化財を保護する重要性

- を事業者十分に説明し、埋蔵文化財の保護と事業の円滑な調整に努めるものとする。
- 2 市教育委員会は、調整において現地踏査の必要が認められる場合は、速やかに現地踏査を実施するものとする。
 - 3 市教育委員会は、事業者から埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて書面により照会された場合は、現地踏査による正確な回答をするよう努めるものとする。
 - 4 前項に規定する回答は、書面によらなければならない。
 - 5 市教育委員会は、事業者から埋蔵文化財の所在の有無に係わらずその取り扱いについての確認及び協議を書面により求められた場合は、書面により遅滞なく回答しなければならない。
 - 6 市教育委員会は、前3項に規定する回答が困難であると判断された場合は、事業者を試掘の協力を求めることができる。

(現地踏査)

- 第6条 市教育委員会は、現地踏査において事業を予定する土地（以下「事業地」という。）に立ち入る場合は、土地所有者及び占有者その他権原を有する者の許可を得なければならない。
- 2 市教育委員会は、現地踏査において事業地に立ち入る場合は、土地所有者及び占有者その他権原を有する者の立会いを求めるものとする。ただし、土地所有者及び占有者その他権原を有する者が立会いを希望しない場合にはその限りではない。
 - 3 市教育委員会は、前2項に規定する許可及び立会いについて事業者が調整するよう求めることができる。

(試掘)

- 第7条 市教育委員会は、試掘を実施する場合は、土地所有者及び占有者その他権原を有する者の許可を得なければならない。
- 2 市教育委員会は、試掘を実施する場合は、土地所有者及び占有者その他権原を有する者の立会いを求めるものとする。ただし、土地所有者及び占有者その他権原を有する者が立会いを希望しない場合にはその限りではない。
 - 3 市教育委員会は、前2項に規定する許可及び立会いについて事業者が調整するよう求めることができる。

(埋蔵文化財が所在すると判断される区域)

第8条 埋蔵文化財が所在すると判断される区域は県基準第4条の規定による。

(現状では埋蔵文化財が確認されないと判断される区域)

第9条 現状では埋蔵文化財が確認されないと判断される区域は県基準第5条の規定による。

(事業に伴う埋蔵文化財の取扱い)

- 第10条 周知の埋蔵文化財包蔵地における事業について、事業者との協議の結果、埋蔵文化財を現状保存することが困難と判断された場合においては、事業の内容、埋蔵文化財の内容その他の状況により、発掘調査、工事立会又は慎重工事のいずれかの取扱いとする。
- 2 発掘調査を要する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業により埋蔵文化財が掘削され、破壊されるおそれのある場合
 - (2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、事業によって埋蔵文化財に影響が及ぶおそれのある場合
 - (3) 一時的な盛土及び工作物の設置であっても、地下の埋蔵文化財に影響が及ぶ

おそれのある場合

- (4) 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したに等しい状態となる場合
- 3 工事立会とする場合は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、その際、遺構又は遺物が確認された場合においては、必要な記録その他適切な措置を講ずるものとする。
 - (1) 対象区域が狭小で、通常の発掘調査が実施できない場合
 - (2) 工事が軽微で、埋蔵文化財への影響が局限されると判断される場合
 - (3) 地形、遺跡又はその他の状況から、発掘調査の安全を確保することが著しく困難と判断される場合
- 4 慎重工事とする場合は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 既に実施された事業等により埋蔵文化財が損壊を受けた範囲内の工事で、埋蔵文化財に新たな影響が生じないと判断される場合
 - (2) 専門職員による試掘の結果、遺構又は遺物が確認されなかった場合

(確認調査)

- 第11条 前条第1項の規定により、発掘調査が必要と判断された場合においては、原則として、確認調査を実施するものとする。ただし、古墳、塚、横穴その他の地上に顕在している遺構に関しては、確認調査を省略することができるものとする。
- 2 確認調査は、遺構及び遺物の密度、遺構確認面又は遺物包含層の数及び深度その他の状況を調査するものとする。
 - 3 市教育委員会は、確認調査の結果に基づき、事業計画と埋蔵文化財の取扱いとの調整、協議範囲及び本調査の要否の決定並びに本調査に係る経費及び期間の算定について、事業者との円滑な調整を図るものとする。
 - 4 確認調査は、トレンチ又はグリッドによる。ただし対象区域の面積が、1,000㎡以下又は隣接地の発掘調査結果その他の状況から、遺構の存在が対象区域全域に及ぶことが確実に予想し得る場合においては、全面表土除去による確認調査を行うことができるものとする。
 - 5 確認調査を実施するにあたり、事業者は、市教育委員会に埋蔵文化財調査についての依頼書を提出しなければならない。

(協議の対象となる遺構)

- 第12条 協議の対象となる遺構は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 住居跡、建物跡、墓、貯蔵用その他の土坑、溝跡、炉跡その他の人為的所産であるもの
 - (2) 旧石器時代、縄文時代草創期・早期・晩期、弥生時代前期・中期前半その他の遺構の検出が稀な時代に属する遺物包含層
 - (3) 祭祀、生産、廃棄その他の特別な性格を有する遺物集積

(協議範囲の決定)

- 第13条 確認調査結果に基づく協議範囲の決定に関する基準は、県基準第13条の規定による。

(本調査の要否の決定)

- 第14条 本調査の要否の決定は、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)」(平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長。)別紙2及び千葉県適用基準(別表)によるものとする。また決定に際しては、確認調査結果及び工事内容を勘案して、決定するものとする。
- 2 前項により、建物その他の工作物及び盛土の下において遺構及び遺物を比較的良

好な状態で残すことができる場合においては、本調査範囲を合理的な範囲にとどめるものとする。

3 事業者との協議の結果、埋蔵文化財を現状保存することができると判断された場合は、市教育委員会並びに県教育委員会は、現状保存として取り扱うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、埋蔵文化財の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。